

## 南三陸町医療・保健福祉施設設計プロポーザル 審査委員会運営要領

### 1 趣旨

南三陸町医療・保健福祉施設建設事業 設計プロポーザル実施要領に定める最も優れた提案（以下、「優秀賞」という。）をした者及び次点者を各1者の選定を行うために、必要な審査方法及び評価項目を定めるものとする。

### 2 審査会の実施

#### ア 第1回審査委員会

- ・予め南三陸町で草案したプロポーザル実施要領（案）及び審査会運営要領（案）について審議する。南三陸町は審査委員からの意見を聞き取る。その後、プロポーザル実施要領等を定め、プロポーザルの公示を行う。

#### イ 第2回審査委員会

- ・実施要領に基づき応募された提案書に基づき意見交換を行い、総合的な評価によって第一次審査通過者（5者程度）を選定する。
- ・審査にあたって各委員は、事前に提案書の内容を十分に把握するとともに、読み合わせを行い、委員は理解を深めて審議を行う。

#### ウ 第3回審査委員会

- ・評価項目に基づき意見交換を行い、総意により、優秀賞者と次点者の各1者を選定する。
- ・審査終了後、各委員の意見等をもとに委員長が講評を作成し、全委員の確認を取る。なお、審査委員会の審議は非公開とするが、後日、審査経過及び講評を南三陸町ホームページに掲載する。

##### (1) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 1者づつ提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ② プレゼンテーションでは、特に計画案・提案書の中で力説したい点や口頭で補足したい点、あるいは提案の背景等を述べるものとする。
- ③ ヒアリングは各委員が行うものとする。

##### (2) 意見交換及び選定

総括的かつ十分な意見交換を行った後、優秀賞者及び次点者を各1者選定する。

##### (3) 講評の作成

- ① 講評は、各提案に対する個別講評と全般にわたる全体講評を作成する。
- ② 講評は、公開することを前提にし、選定理由及び非選定理由が明確になるよう配慮することとする。

##### (4) 評価項目（第二次審査における評価項目）

- ① 提案書を基にした各者のプレゼンテーション内容、ヒアリング対応

- ② 総括責任者及び意匠担当主任技術者の技術力、経験等（技術力、経験及び調整力等）
- ③ 設計チームの能力（技術社員（協力事務所を含む）の能力、技術力及び主要業務実績等）
- ④ 設計事務所の能力（主要業務実績、技術力、受賞実績等）